

平安時代の「起請」について

—王朝貴族の腐敗防止法—

(課題番号 10610328)

平成10年度～平成11年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））

研究成果報告書

平成12（2000）年3月

研究代表者 下向井 龍彦

（広島大学学校教育学部教授）

はしがき

本報告書は、平成一〇年度～平成一一年度における科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））による「平安時代の『起請』について－王朝貴族の腐敗防止法－」（課題番号 10610328）の研究成果をまとめたものである。

本研究の構想はふるく、私が広島大学文学部国史学専攻の四年生であつた光谷哲郎君が、私のもとに卒業論文のテーマについて相談に訪れた。私は制度上の指導教官ではないという自由な立場から、構想中の「起請」のテーマを提供するとともに、完成にいたるまで助言・指導・協同研究をすすめ、光谷君は、一九九二年八月、卒業論文『平安時代における起請の意義について』を提出した。本研究は、彼の卒業論文とも密接に関連している。その後、私は他の研究に忙殺され、本研究は放置したままになつていていた。この度、科学研究費補助金を得たことにより、中止したままになつていた本研究を再開し、あらためて先行学説を検討して史料を収集・分析しなおした結果、一定の見通しを立てることができたので、ここにその成果の一部を論文「『小右記』にみえる『起請』について－王朝国家における「法」形成の一侧面－」として公表する。光谷君は、卒業後、研究から離れており、この二年間の私の研究に直接関わっていないが、二人の協同研究の成果を、将来、深化発展させたうえで公表することについて了解を得ているので、光谷君との連名で公表することにする。内容の責任についてはすべて私が負うものである。なお論文で使用した史料を「『小右記』にみえる『起請』について 史料編」として添付した。

本研究二年度の夏、私は脳内出血で倒れ、本研究を継続することが困難になつた。本来なら、六国史・『令集解』・『類聚三才格』・『政事要略』などにみえる、従来、たんに発議として扱われてきた起請についても、本研究と同じ視点に立つて検討を加えなければならなかつたし、『中右記』『玉葉』など院政期の記録にみえる起請のデータを収集して、同様に考察しなければならなかつたが、途中で中断することを余儀なくされた。今後の研究課題として残しておきたい。

平成一二（二〇〇〇）年二月二九日

下向井龍彦

研究組織

研究代表者 : 下向井龍彦（広島大学学校教育学部教授）

研究協力者 : 大津 智子（広島大学大学院学校教育学専攻修士課程）

研究経費

平成一〇年度	一、五〇〇千円
平成一一年度	七〇〇千円
計	

二、二〇〇千円

研究発表

(1) 学会誌等

下向井龍彦「天喜四年四月二十三日東大寺境内殺害事件をめぐる二つの問題」
『史人』二号 一九九八年一二月三〇日

下向井龍彦「平安時代の国家と海賊」

『新・瀬戸内海文化シリーズ2瀬戸内海の文化と環境』瀬戸内海環境保全協会一九九九年三月三〇日

下向井龍彦「律令軍制と国衙軍制」

『人類にとって戦いとは2 戦いのシステムと対外戦略』東洋書林 一九九九年六月二十五日

(2) 口頭発表

下向井龍彦「武士形成における俘囚の役割」

広島史学研究会大会シンポジウム報告 一九九九年一一月一三日

『小右記』にみえる「起請」について

—王朝国家における「法」形成の一側面—

下向井龍彦
光谷哲郎

はじめに

奈良時代から平安時代の史料に散見される「起請」の記事は、これまで中世にひろく行われた、神前で一味同心を誓約する「起請文」との対比において考察されてきた。その主流は、古代の「起請」を中世の「起請文」とは異質のものとみなす見解である。戦前の富山房版『国史大辞典』の「起請文」の項では、「（『類聚三才格』等に散見される起請は）官司が上表して新に法令の交付を請ふ場合が多かつた。かかる種類の起請は、國家によつて承認された時は、それがそのまま法令の内容になつたので、起請という言葉はいつしか法令、特に禁制令を意味することとなつた」としている。この見解は戦後の古文書学の概説書の叙述や「起請」研究に受け継がれていった。

東野治之氏は、『令集解』古記に引かれた「起請」を分析され、発議Ⅱ申請とその結果の裁定をともに含み、施行細則を定める「式」的なものであるが、そのうち詔・勅による裁下を経ず太政

官のみの判断で裁下施行されたものが「起請」の名で呼ばれたと推察された⁽²⁾。ここでは中世の誓約としての「起請文」との関係はまったく考慮されていないが、「発議」そのものでも「裁定」そのものでもなく、また「官符」でもないと指摘されざるをえないところに、「起請」の特殊性が示唆されているようと思われる。

谷口昭氏は、平安初期の「起請」を、中央・地方諸官司による太政官への申請建議の一形態ととらえ、一般の解・奏状と区別された「起請」が九世紀に集中しているのは、一つには律令体制の危機に対応しようとする「良吏」の国策的見地からの提言として提出されたからであるとされたが⁽³⁾、「良吏」の国策的提言がなぜ「起請」と呼ばれたかが問題にされなければならなかつたであろう。

このように奈良・平安初期の「起請」は、中世の「起請文」とは直接関係のない申請発議あるいは法令の一形態としてのみ取り上げられてきたのであるが、近年、早川庄八氏は論文「起請管

見」を発表され、次のような見解を示された。すなわち、八、九世紀の「起請」は通説どおり上申の意であるが、その内容が禁制の意味をもつものが多い。十世紀末～十一世紀前半の『小右記』などの記録にみえる「起請」は、上申の用法がまったくなく、臣下に遵守を要求する禁制の意へと語義転換しており、記録にあらわれる起請官符・起請宣言・新制などはみな禁制である。同時期以降の文書の用例では、禁制の遵守を誓う誓約の意味を獲得し、さらにある行為を自他に対して誓約する中世的起請文へと展開していく。このように、「禁制」という共通項をとおして、古代の「起請」＝発議から中世の「起請文」＝誓約への展開をあとづけようとしたのである。⁽⁴⁾ 早川説で重要なのは、従来まったく顧みられなかつた記録にみえる「起請」に注目されたことである。「起請」研究の素材はこれによつて一挙に豊富になつたのであるが、しかし、早川説では、「起請」が立てられた状況が具体的にわかる記録の特性が十分に生かされることなく、すべての事例を「制誠」「禁制」と一括りにしているところに大きな問題がある。

その一方で「起請」が、古代から一貫して誓約の意を含むものであつたという立場から、すでに戦前に牧健二氏、戦後では佐藤進一氏が発言しておられる。牧氏は、起請文は前書きの誓約文言に意義があり、罰文の部分は後発的付隨的に現れてきたものだとされ、古代の「起請」と中世の「起請文」とは「立言」を媒体として連続しているとされた。⁽⁵⁾ 佐藤氏は、古代の「起請」において宣誓の対象が上級者の権威であつたものが、中世の「起請文」

においては神仏の権威であつたとされ、「宣誓」を媒介として古代の「起請」から中世の「起請文」を連続的にとらえられた。⁽⁶⁾

われわれは本論で、牧・佐藤両氏と同様、「起請」を誓約とする観点から、『小右記』を中心とする記録にみえる用例を検討するのであるが、用例をみると、「起請」を行つた主体または「起請」が行われた場、さらに「起請」が機能する範囲によって、以下の三つに分類することができる。

(一) 近衛府起請・・右大将実資が官人以下に遵守誓約として「起請」を行わせた場合。

(二) 殿上起請・・・殿上人の相互遵守誓約として殿上間で「起請」が行わされた場合。

(三) 公卿起請・・・公卿議定において公卿相互遵守誓約として「起請」が行わされた場合。

われわれはこの分類にしたがつて「起請」の個別事例を検討し、王朝国家宫廷社会において「起請」がいかなる状況のもとで何を目的に行われたのかを明らかにし、王朝国家における「法」形成の問題について論じたい。さらに「公卿起請」の検討結果をふまえて十世紀後半～十一世紀初頭の財政政策の特徴、および延久莊園整理令の意義について国政史的に展望してみたい。

一、近衛府起請

『小右記』には、記主藤原実資の右近衛大将在任中（長保三年

「一〇〇一」～長久四年「一〇四三」）、右近衛府部内で「起請」を立ててある事例がしばしば見られる。まず、近衛府における起請の様子をもつともよく示し、これからあとの事例分析の基準となる事例から考察してみたい。

(『小右記』長和三年六月十五日条)
c 御馬御覽之時、御馬乗・騎射々手并官人等不候由、頗有勅命、仍今日仰下起請了、中將雅通仰下、以將曹正方所伝仰也、起請文載賞罰、子細在別、

A 御馬御覽御馬乗勤仕についての「起請」

長和三年（一〇一四）二月、御馬御覽に関する「起請」が立てられた。御馬御覽とは、南殿に出御した天皇の御前で、左右近衛府が御馬を牽き出し、左右十列に列べて牽き廻し、左右の駆馬各二、三匹を「御馬乗」に乗り廻させる儀で、天皇はそれを観て興じるのである。うまく乗りこなせた御馬乗には勅禄が賜与される。関係記事は以下のとおり。

A a 資平早旦來、伝勅云、御馬騎等不參御馬御覽之者、不可差遣

祭舞人・陪從・相撲使等、宜仰大将者、先申左府、命云、此事所被仰也、但相撲使事者相定可有一定歟、又件事被立起請之後、可被行也者、如彼命似無一定、又々奉仰可定下事等也、

(『小右記』長和三年二月九日条)

b 将監保信云、中將雅通消息云、御覽御馬之間、官人及御馬乗等祇候少數、左近官人・御馬騎等多候、須戒仰其由令勤仕之由、一日奉綸旨者、但御馬乘三人触穢、又左大臣・大将隨身、其外或城外、或不勤、官人已下無故不勤御覽御馬之事者、不可裁許申請之由、被下宣旨如何、・・・但至起請事、定下御馬乗之日、相定可宣下也、

d 今日始進御覽御馬日官人已下見參、新起請、仍進見參、起請文在別、

(『小右記』長和三年十月二十九日条)

e 昨日正方不參來、問事由、申云、昨日欲御覽御馬之間日已入昏、依無御馬乘今日不御覽、如此之間昨日不參者、御馬乘起請度々尤重、而不恐起請頻致闕怠、殊亦有定可宜歟、頭中將以正方所言送也、報面可承之由、

(『小右記』治安三年四月十二日条)

a に先立ち、御馬御覽は二月四日の武藏立野駒牽のあと六日に行われた（『小右記』）。三条天皇は、参加しなかつた御馬乗には、罰として賀茂祭舞人・陪從・相撲使などに任じてはいけないとの「勅」を、~~藏人~~藤原資平をとおして右大将実資に伝えた。資

平は、実資は^{まづ}左大臣道長に報告した。道長は、「相撲使のことは『定』めてから決定すべきだろ、罰則のことは、『起請』を『立てて』から実施すべきである」との意向を実資に伝えた。実資は、道長の指摘をうけて、はつきりしない相撲使問題についていま一度天皇の意向を確かめてから「定め下す」こととした。

bに先立つ三月二十六日の御馬御覽では、翌日が石清水臨時祭だったので（右近衛府の）「御馬乗」の人数が少なかつた。五月底十七日、御馬御覽のため天皇が近衛府を召したが、参入しなかつた（『小右記』）。六月十五日、将監保信がやってきて、政所年預中将源雅通の消息を伝えた。その内容は、「左近衛府からは官人御馬騎等の参加者が多いのに、右近衛府の参加が非常に少ないで、官人御馬乗らに訓戒し、勤仕させるようにとの『綸旨』を先般承つた。ただし御馬乗のうち三人は『触穢』でしかも左大臣・右大将の随身であり、その外の官人御馬乗は『城（＝京）外』であつたり（使者として派遣されていたり、京外居住であつたり）、『不勤』であつたりであつた。『官人已下』が理由なく御馬御覽を勤仕しなかつたなら、『申請事』（aの舞人・陪従・相撲使などを所望すること）を裁許しないという『宣旨』を下されではいかがであろう」というものだつた。実資は、「『起請』については『御馬乗』を『定め下す』日に『相定』めて『宣下』する」と雅通に答えた。

cしきりに御馬乗・騎射射手・官人らが参加しないとの「勅命」があるので、今日、（右大将実資は）「起請」を「仰下」した。それを政所年預中将雅通が「仰下」した。さらに年預將⁽¹⁾曹紀正方が「伝仰」せた。「起請文」には「賞罰」を記載させておいた。詳しくは別記に書いておいた。

d今日、はじめて「御馬御覽日官人已下」の「見参」（参加予定者名簿）を進上した。あらたに「起請」があつたので「見参」

を進上したのだ。「起請文」は、「見参」とは別に進上した。以上、御馬御覽に関する一連の記事の大意をとつてみた。長和三年には、数回、御馬御覽が行われているが、実資が大将として総覽する右近衛府官人・御馬乗の出勤率が低く、天皇からしきりに督促・叱責された。たまりかねた実資は、「起請」によつて精勤を期させようとしたのである。

なお、eによれば「御馬乗起請」は「度々」行われているにもかかわらず、不参者はあとを絶たず、治安三年にも実資は、頭中将から（また「起請」を）「定」めたほうがよいのではとの指摘を受けた。

以上の経過を踏まえて、「近衛府起請」形成の過程を整理してみよう。

(1) 「近衛府起請」は、儀式への出勤を求める天皇の「勅命」（a・c）・「綸旨」（b）を契機に「立」られている（a）。しかし「起請」は天皇の「勅命」「綸旨」そのものではない。

(2) 実資が「定」めた「起請」の内容は次のとおり。見参に登載された官人・御馬乗は、御馬御覽に必ず参勤すること。参勤者には賞を与え、不参者には、罰として賀茂祭舞人・陪従・相撲使などを所望しても裁許しない（b）。内容自体は、早川氏のいわれる「禁制」「制誠」である。

(3) 「起請」は、大将が「定」めるものであつた（a・b・e）。大将が「定」めた「起請」は、「仰下」し（c）、「宣下」するもので（b）、大将の「仰」を受けた政所年預中将が

「仰下」し、將曹がその「仰」を官人・御馬乗に伝達した（c）。

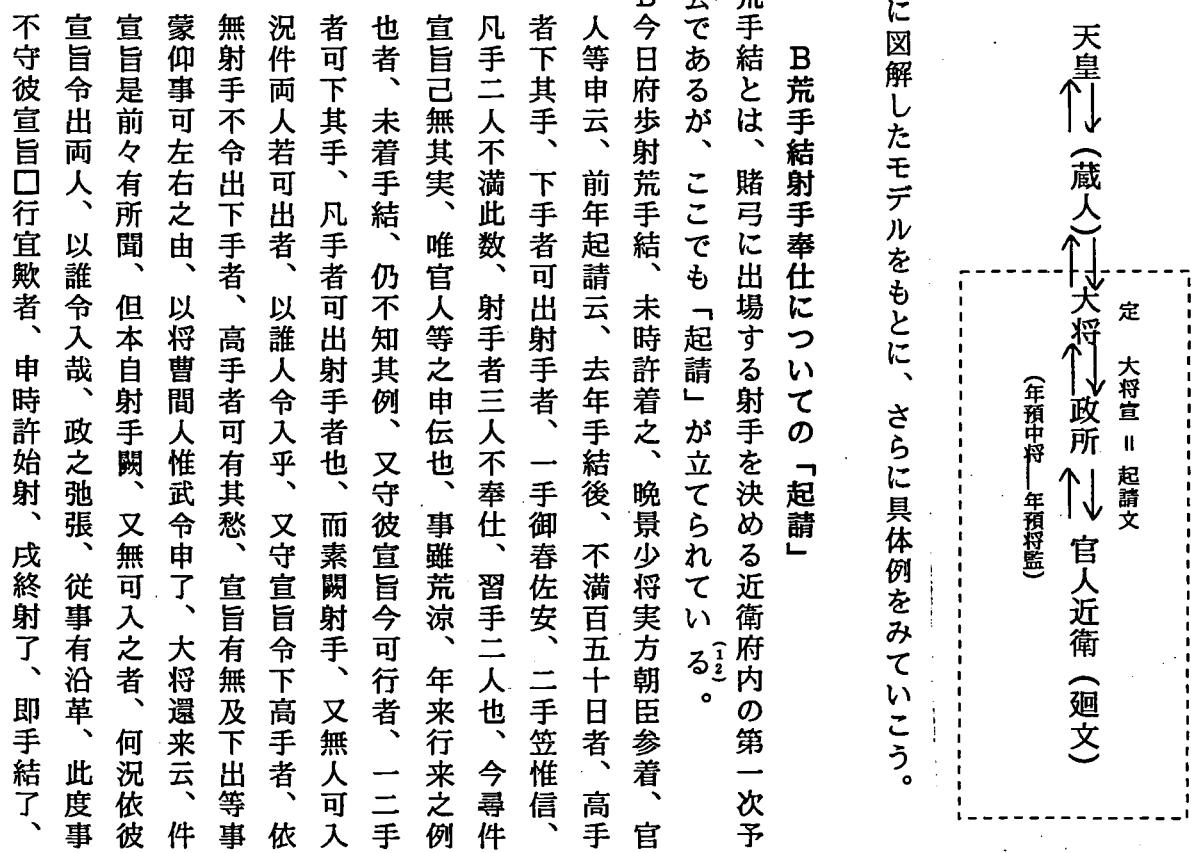
したがつて「起請」内容を伝える「起請文」の文書形式は大将が宣下し、政所年預中将が伝宣し、政所年預年預將曹が奉者となつて発給する「大将宣」ということになる。

(4) 「起請文」（「起請大将宣」）は、「見参」登載者のもとへ「廻文」の形式で巡回され、登載者は自分の位署の部分に署判なり合点なりあるいは「奉」なりを記して同意¹¹誓約の意思表示をして次に廻し、最後には大将のもとに戻つてくるものと

想定される。『小右記』記事にはこの過程ははつきりとは出でこないが、『今昔物語集』にみえる、仏陀が「婆羅門城」に入つて「乞食」しようとしたところ、城外住人は「仏陀に絶対供養しないこと、この『起請』を破つて供養した者がいたら国外に追放する」という「起請」が「皆」に「云ヒ廻シ」「告廻シテ」行われたという説話¹²からも、このように考えらる。この「起請」大将宣の巡回確認行為によつて、「見参」登載者が大将に対し 精勤を「起請」（＝誓約）することになる。

(5) 大将のもとに帰つてきた「起請文」は、「見参」とともに天皇に進上される（d）。「起請」を天皇に進上することによつて、近衛府の組織全体と個々の儀式参加予定者が、天皇に精勤を「起請」誓約することになるのである。

以上を図解すれば、次のとおりである。



B 荒手結射手奉仕についての「起請」

荒手結とは、賭弓に出場する射手を決める近衛府内の第一次予選会であるが、ここでも「起請」が立てられてい¹³る。

B 今日府歩射荒手結、未時許着之、晚景少将実方朝臣參着、官人等申云、前年起請云、去年手結後、不滿百五十日者、高手者下其手、下手者可出射手者、一手御春佐安、二手笠惟信、凡手二人不滿此數、射手者三人不奉仕、習手二人也、今尋件宣旨已無其実、唯官人等之申伝也、事雖荒涼、年来行來之例也者、未着手結、仍不知其例、又守彼宣旨今可行者、一二手者可下其手、凡手者可出射手者也、而素闕射手、又無人可入、況件兩人若可出者、以誰人令入乎、又守宣旨令下高手者、依無射手不令出下手者、高手者可有其愁、宣旨有無及下出等事、蒙仰事可左右之由、以將曹間人惟武令申了、大將還來云、件宣旨是前々有所聞、但本自射手闕、又無可入之者、何況依彼宣旨令出兩人、以誰令入哉、政之弛張、從事有沿革、此度事不守彼宣旨口行宣歟者、申時許始射、戌終射了、即手結了、

(『小右記』寛和元年正月九日条)

このとき実資は、左近衛中将。実資が府庁に着してみると、左近衛府の歩射荒手結の射手人選について問題が起こっていた。

「射場所^(1,3)」の官人たちは、「『前年起請』で、去年の手結後に上日数が百五十日に満たない者は、高手は順位を下げ下手は射手からはずす、ということになつていて。今日の射手の第一手・第二手および凡手二人は上日数に達していない。どうしようか」と慌てていた。実資が「(起請の)宣旨」を搜させたところ見あたらず、たんに官人達の「申伝」であり、根拠は定かではなく、年來やつてきた「例」であるということだった。実資は、手結を仕切つた経験がないのでその「例」をよく知らないものの、今回もその「宣旨」＝「起請」を守つてやつてみようとした。しかし「起請」を守つていたのでは射手が不足してしまい、高手だけ下げて下手をそのままにしたら、高手・下手は同列になり、高手から不満が出るのは目に見えている。そこで「(起請)宣旨」の有無と下手を射手から外す措置をとるかどうかについて左大将に問い合わせた。大将からの回答は、「『(起請)宣旨』の存在は前々から聞いていた。しかし『(起請)宣旨』を守つていたら射手がいなくなり、補充もできないという事態になるのならどうしようもない。『政の弛張』にはおのずから『沿革』があるものだ。今回は、『(起請)宣旨』を守らずに手結をやることにしよう」ということだった。そこで「(起請)宣旨」を無視して申時に始めた。以上が、記事の大要である。

ここでの「起請」の内容は、「手結」の射手候補者になるためには、年間百五十日以上府に出勤することが必要条件であり、この条件を満たしていかなければ罰として高手は順位を下げ、下手は射手から外す、というものであり、純然たる府内部の勤務規律に関するものである。官人の昇進が、「上日」(出勤日数)よりも「勞」「賞」を条件とするようになると、官人たちは日常勤務を怠り、公事・公役の勤仕にだけ関心を示すようになる。そこで公事勤仕を「上日」数とリンクさせることで、官人以下の官司への日常的出勤を励行させようというのが、ここでの「起請」の目的であろう。

なおここで興味をひかれるのは、実資が「起請」を二つの意味で「宣旨」と記していることである。一つは文書としての「宣旨」であり、もう一つは「起請」そのものを「宣旨」と言い換えていることである。これを、さきに御馬乗の「起請」から抽出したモデルに当てはめれば、後者は大将の仰せとしての「起請大将宣」であり、前者は「大将宣」をうけて「政所」が作成・回覧し、関係者が誓約した文書としての「起請大将宣」ということになる。もうひとつ、「起請」は一度立てられたら、大将の代がかわつても、誓約したさいの「宣旨」を失つてしまつても、官人の「申伝」「例」のかたちで遵守されるべきものとして官司内で実効的に機能し、大将・中将もそれに準拠しようとしていることである。このことは、官司の内部規範としての「例」「序例」などについて考えるうえで示唆深い。たとえば、十世紀末の檢非違使

序では、尉以下官人が看督長を京外に差遣したり隨身したりする場合、佐の裁許を必要とする、という「起請」があつたが、この「起請」も使庁への勤務励行を要求する「別當宣」にもとづくものであり、近衛府起請と同じ性格のものである。檢非違使の「序例」とはこのようにして形成されたのではないか。

それとは逆に、「起請」を遵守していたら手結自体が執行できなくなるというジレンマが生じたとき、大将によつて、「起請」は、「政の弛張にはおのずから沿革がある」という論理によつて破られていることである。近衛府官人以下の勤務励行に関する内規としての「起請」は、華やかな宮廷儀礼である賭弓を公演するうえで欠かせない「手結」の実施という近衛府に課せられた役割より優先するものではないのである。しかし「起請」を破るさい、大将・中将以下が深刻に意見交換していることは、やはり「起請」は本来破つてはいけない、という内面的拘束力が働いていると、いうべきであろう。

C 隨身の陪從勤仕についての「起請」

春日祭の華やかな陪從役は近衛府下級官人らが競つて希望する役であつた。右近衛府には、春日祭陪從の人選に関する「起請」があつた。

D 「物節」補任についての「起請」

C 昨日宰相中将以將曹正方云送、隨身ム丸可差遣春日祭陪從、亦可定遣相撲使者、答云、中少將隨身等不可差祭之陪從之由、有起請、則是二條相府時起請、謂二條相府、是宰相中將父、為之如

何、至相撲使、臨彼期可有其定也、今朝又云、陪從事承之、不可破彼起請、但相撲使事兼所申置也者、

(『小右記』長和二年正月二十六日条)

大意は次のとおり。宰相中將藤原兼隆から大將実資のもとへ、「隨身ム丸を春日祭陪從と相撲使にしてほしい」という要請があつた。実資は、「中少將の隨身等を『祭之陪從』に差してはいけない」という「起請」がある、これは貴殿の父道兼が大将だったときは相撲使定の時になつて定めるつもりだ」と答えた。宰相中將は「陪從事についてはよくわかつた。『起請』は破つてはいけない。ただし相撲使事についてはまえから予約しておいたことだからよしなに」といつてきただ。

これも右近衛府内部の勤務内規である。中少將の隨身を春日祭の陪從にしてはいけない、というのは、春日祭陪從を右近衛府内部では大将の隨身に限定することによつて、大将の隨身と中少將の隨身との間に公役勤仕の機会に差をもうけたものであろう。ここでは中少將らも、府内の「起請」は遵守すべきものという規範意識を共有していることが重要である。

D 相撲雜物請奏二枚、加署返給、將曹正方、即仰可付藏人之由、中將雅通來、依犬死穢、乍立相逢、伝左府御消息云、隨身近衛下毛野公時可補物節、為召仕番長為重死闕替者、予問云、

番長歟、將案主府掌間如何、云、不承左右者、一日參入之次
有此事、先年有起請、是一度以近衛不可補番長事也、以此旨
申左相府、答云、府掌有何事者、抑隨又々命可仰下之由、仰
中將朝臣、~~隨身衣服給之~~、（『小右記』長和二年七月二十二日条）

大意は次のとおり。政所年預中將源雅通が右大將実資邸にやつ
てきて左大臣道長の消息を伝えた。召仕番長為重の死闕の替として、
隨身の下毛野公時を「物節」に補任してほしい、というものであつた。
「物節」とは、番長・案主・府掌ら近衛舎人内部での職制を総称する語である⁽¹⁶⁾。実資は雅通に尋ねた。「左大臣が所望しているのは、番長なのかそれとも案主や府掌なのか」。雅通は、「よく聞いていません」と答えた。^{以前（府に）参入したとき要請は聞いていた。先年、「起請」があつた。その内容は、近衛舎人をいきなり番長に補任してはいけない、というものであつた。そのときこの旨を左大臣に伝えたところ、左大臣は「（番長がだめだとしても）府掌だつたら何も問題ないだろう」と回答してきた。}そこで

E 不候行幸官人等并御馬乗者、亦隨身紀元武不參上事等、仰將監保信、各召問、無所避、可令進過状、但紀元武罷下但馬国、于今無音、是父府生保方所為也、至父保方、可令進不參會行幸之過状、又鬪怠公事之者、不可預府給物之由、重召仰了、先年起請也、（『小右記』長和二年九月二十一日条）

右大將実資は、政所年預年預將監播磨保信に行幸に伺候しなかつた官人^や御馬乘等^や、^{実資のもとに}参上しなかつた隨身紀元武ら^{に付}、「召問」うよう命したところ、みな弁明の余地なく「過状」（始末書）を出させることにした。ただし元武は但馬国に行つている元武については父親の紀保方に^{が報告してこなかつたのである。}「過状」を出させることにした。実資は、「先年起請」を理由に、公事を鬪怠した者には「府給物」に預からせないことを官人・近衛舎人に徹底するよう保信に重ねて指示した。近衛舎人たちは種々の役（公事）を勤仕することによつて「府給物」の給与を保障されているのであり、この「起請」は、公事を鬪怠したなら給与を停止することを官人・舎人に誓約させることによつて、公事勤仕を励行させようという内規である⁽¹⁸⁾。

この「起請」は、近衛舎人をいきなり番長にしない、という右近衛府の内規である⁽¹⁷⁾。大將実資に「起請」を遵守しようとする姿勢がつよく窺われるとともに、府から隨身を給与されている左大臣道長も、府内の人事内規である「起請」を尊重しなければならないという意識をもつてていることに注目したい。

E 公事鬪怠についての「起請」

うえで示唆的である。各官司の独立化が進行し、令制的な画一的勤務規範が形骸化するにしたがつて、それにかわる個別官司固有の勤務規範・人事規範が構成員相互の遵守誓約としての「起請」によって形成されていったのではないか。それが、個別官司の「例」として定着していくのであろう。また内部規範が構成員の起請で制定されることは、官司の統括者と構成員との関係が職務遂行を媒介とする人格的関係という性格を帯びてきたことを示しているのではないか。

二、殿上起請

殿上人が天皇に日常的に奉仕する殿上では、殿上人相互間誓約として殿上起請が行われていた。つとに渡辺直彦氏は、殿上人が昇殿を差し止められる除籍処分について考察されたい、殿上起請によつて除籍を含む罰則が定められた事実を、後述するH・Iの事例をもとに指摘されている⁽¹⁹⁾。最初に興味深いエピソードから紹介しよう。

F 「青経」いじめ禁止の「起請」

『今昔物語集』『宇治拾遺物語』に、村上朝のこととして次のような説話がある⁽²⁰⁾。殿上人のなかでひときわ青白い顔色を

していた左京大夫源邦正は、「青経の君」とあだ名されて容貌・声・挙動のすべてを、他の殿上人から嘲嘆されていた（いつの時

代でもよくある「いじめ」）。天皇は彼を不便に思い、「いじめ」をやめるように「仰」た。そこで殿上人は、舌打ちしながら「今後永く『青経』とは呼ばない。もし『起請』して以後、『青経』と呼んだ者には、罰として酒・肴・菓子で贖わせる」という「起請」を立てた。その後、彼を見かけた藤原兼通がうつかり「青経、どこへ行く」と言つてしまつた。それを聞きとがめた他の殿上人らは、「起請を破つたからには、すみやかに罰として酒・肴・菓子で贖え」と兼通を責め立てたので、兼通は、翌々日、殿上人・藏人全員を殿上に集めて宴を張つたが、そこに集まつた殿上人らは仰天した。兼通の装束が「青」、給仕をする随身たちの装束も「青」、殿上の前に並び立つた彼らが持つ折敷・皿・菓子・肴・酒瓶もすべて「青」。殿上人らは抱腹絶倒、笑い転げた。そのどよめきを聞いた天皇は屋御座を出て小部から覗き見しながら、自らも大いに笑つた、という。戯れとはいひながら、天皇の「仰」を受けて殿上人が「起請」を立て、破れば罰を加えられるという構図は「殿上起請」の典型である。なお、この説話で「起請」することを「云契リテ」（『今昔物語集』）、「いひあへり」「いひかため」「いひ定めたる」（『宇治拾遺物語』）と記していることに注目したい。「起請」が参加者全員の「約束」「契約」であつたことを示す表現である。

G 束帶を着て殿上への出仕確認を受けるべしとの「起請」

『古今著聞集』は「堀河右大臣頼宗殿上の日給の起請を破る

事」という説話を紹介している。一条朝に、「殿上への出仕の確認は束帶を着して受けるべし」との「殿上起請」が立てられたとき、当時殿上人であつた藤原頼宗は、わざと身体を殿上の前の立部に隠し、鞆を履いた片足だけを出仕の確認をする藏人に見えるようにして茶化した。この頼宗の行動が「嘲弄に似たり」と判定され、「起請」が「破れ」た、という。「起請」は、元来、一人でも違反者があれば「破れ」てしまうものなのである。「起請」は、誓約した構成員の誰かが違反したら効力を失うものであり、構成員の「起請」遵守に対する心理的緊張をともなう相互信頼・相互牽制によつて支えられている。

H 伺候日数についての起請

殿上人の殿上への出仕励行を要求する「起請」が殿上人相互間で誓約されることがしばしばみられる。

H a 従内資平告送云、木工頭周頼・右衛門尉源頼範、檢非違使、被削簡了者、依不格勤、去月起請云、日十五・夜五、無指故障件日夜不滿者、可除籍、兩人無故致怠者歟、

(『小右記』長和四年八月十二日条)

I 当番陪膳についての「起請」

実資は大納言。養子資平は、長和四年(一〇一五)二月十八日に蔵人頭になつており、殿上人の勤務管理をする立場にあつた。

資平が実資のもとへ、木工頭周頼・右衛門尉源頼範が「日給簡」を削られ除籍された、と報じてきた。「不格勤」が理由とのことだ。殿上への伺候日数が日勤十五日、夜勤(宿直)五日に満たない場合除籍する、という「起請」が先月あつたが、両人は理由なく出仕しなかつたのであろうか、と実資は記している。⁽²⁾この「起請」にもとづいて十一月四日にも守隆朝臣が除籍されている(『小右記』長和四年十一月五日条)。

b 有殿上起請云々、・・・兼又任古例、毎月日廿夜十、可奉仕之由、右大弁奉仰、申閑白殿令定下云々、

(『左經記』長元元年三月二十八日条)

『左經記』の記主源経頼は、この時期には正四位下右中弁で殿上人であつた。このとき次項I bとともに二つの「殿上起請」があつた⁽²⁾。長和四年の「起請」とは日数がちがい、「古例」にまかせて日勤二十日、宿直十日奉仕すべし、という内容であつた。日夜合計三十日で、休日なしの毎日であり、とても実行できそう

にないようと思われるが、これが「古例」すなわち本来の殿上人の殿上出仕のありかただつたという。後一条天皇は、この「古例」とおり出仕させるよう頭弁藤原重尹を通して閑白頼通に命じ、天皇の命を受けた頼通がこの「起請」を「定下」したのである。

I a 殿上有起請、当番人不參、一度恐、二度除籍、又番人候、當明日不知陪膳有無、可退出、

(『左經記』治安元年六月二十四日条)

b 有殿上起請云々、当番陪膳二人可候宿、又五位一人近衛司一人必可候、・・・・・

(『左經記』長元元年三月二十八日条)

源経頼はaの時期には從四位上權左中弁、bの時期には正四位下右中弁で殿上人であった。aの「殿上起請」は、「当番人」が「不参」の場合、一度は恐懼、二度目は除籍とする、また番人が伺候していたとしても当明日に自分が陪膳に当たっているかどうかがわからなければ退出させる、という内容であった。bの「殿上起請」は、「当番陪膳」のうち二人は宿直すること、その二人は五位の殿上人と近衛次将各一人でなければならない、というものである。

J 殿上受領についての「起請」

J候内、左大臣於御前被定申所々別當、成房朝臣還昇、宮内少丞源道濟為雜色、前近江介則忠朝臣如旧可令候殿上宣旨下之、先年有起請、受領吏候殿上者去任之後、不得殿上、今隨旧例

殊聽之也、

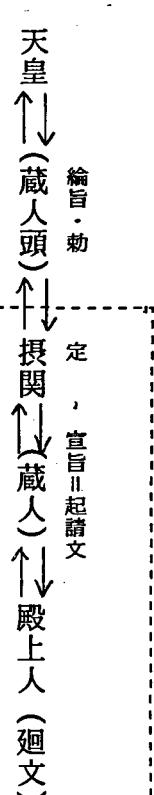
(『権記』長保元年二月二日条)

左大臣道長が天皇の「御前」で所々別當や昇殿のことを「定申」したとき、前近江介則忠に從来どおり昇殿させる宣旨を下した。記主藏人頭藤原行成は、先年、任を去つた殿上受領は昇殿を認めないという「起請」があつたのに、今回は「旧例」によつて特別に昇殿を認めた、と記している。ここでは「起請」主体である藏人所別當＝左大臣道長自身が「起請」を破つてゐるのであるが、「起請」と「旧例」が対比されていることが注目をひく。

ところでさきの「近衛府起請」の形成過程を念頭におけば、H

bの記事から「殿上起請」の形成過程を次のように復元できる。

すなわち、天皇の、たとえば陪膳がいなかつたとか宿直の殿上人がすぐ駆けつけてこなかつたとかの怒りや不満に発するであろう、精勤要求の意を藏人頭（頭弁）を通じて摂関に伝え、それをうけて摂関が「定下」したのである。つまり「殿上起請」は、天皇の意にもとづき、摂関が「定め」、宣旨で殿上人に「下」されるものだつたのである。「起請」を殿上人へ「下」す形式は、Fの説話に「云契テ」「いひあへり」「いひかためて」とみえるよう、殿上人全員の相互誓約を可能にする形式でなければなるまい。それは、近衛府起請で想定した「廻文」の形式であり、殿上人全員の誓約を経て摂関の手元に戻り、天皇に奉呈したものと思われる。図解すれば左のごとし。



以上、「殿上起請」は内容的には、出仕日数や当番陪膳など、殿上人の天皇に対する日常的奉仕規定（罰則は恐懼・除籍）、去任受領を昇殿させないなど昇殿資格規定が中心であつたことがわかつた。天皇への臣従関係を具体的に表現する奉仕規定は、天皇

に対する、また殿上人相互間の遵守誓約たる「起請」によつて定められたのである。

三、公卿起請

「公卿起請」は、公卿が公卿議定での決議事項の遵守を相互に誓約するものである。受領功過定に関するものが多いことに注目しなければならない。

K 「諸国受領二箇年中不濟公事輩不可叙用」についての「起請」

K a 藏人召之、仍復御前座、伝仰云、可定申受領功過者、・・・・・次定授津国、為義、事、件国事左大臣懇切被催、諸寺条有不快事、然而諸卿默然不陳左右、予問於読勘文之宰相、道方、其答不分明、事之氣色恐懼左府歟、仍只注無過由了、定文等奉左府了、左府伝仰大納言道綱云、道綱就彼辺奉之、諸国受領吏二箇年中不濟公事之者、不可叙用之起請宣旨下了、若前司過彼期、後司済限内給官事、如何、可定申者、諸卿申云、任起請宣旨可被行、但其間有加言之人々、件事更發非他事、只和州事歟、前司景齊四箇年内済事、新司頼親限内究済云々、

(『小右記』長和三年正月六日条)

実資は大納言。長和三年(一〇一四)正月の受領功過定において左大臣道長は大納言道綱をとおして、「諸国受領吏のうち任を去つて二年の間に公事を済ませていない者は叙用しない」という

「起請宣旨」がすでにでているが、もし前司が二年を過ぎていれば、後司が期限内に完済していれば、前司を先に任官してやつてもいいのではないかどうか「定申」してくれ、との意向を伝えてきた。それに対し「定」に出席している諸卿は、「起請宣旨」によつて処理すべきだ、との見解を示した。⁽²³⁾ しかしその間、道長の意向に沿うような発言をする者がいた。道長の要請は、ほかでもない、道長の家司受領藤原景齊家司人調頼親が受領を務めた大和国のことである、と実資は見抜いている。前司景齊は期限を超過して四年で済ましたが、新司頼親は期限内に究済しているからである。

この「起請宣旨」の内容は、

b 受領之吏、去任二年之中不勘公文之輩、不可叙用之由、當時新制也、
(『權記』長徳四年八月十六日条)

c 去長徳元年八月、下給諸国官符備、受領吏不可残滅任國、隨

其狀迹、可明賞罰、同年十二月、重被下官符備、去任之吏、

二箇年中、不究済公事之輩、其子不得叙用者、朝議之興、為

彼期、後司済限内給官事、如何、可定申者、諸卿申云、任起

請宣旨可被行、但其間有加言之人々、件事更發非他事、只和

州事歟、前司景齊四箇年内済事、新司頼親限内究済云々、

初其凋殘、僅廻治略、適令興復、是則前司任終年、国内作田

千二百余町也、為憲任終年、見作三千五百余町也、又起請官

符未出之前、任中正暦五年十二月、勘抄帳受惣返抄先畢、得

替長徳元年十二月、勘稅帳受返却帳又畢、・・・

(『本朝文粹』卷六 長徳三年正月二十三日源為憲申状)

その内容は右にみるよう、さらに遡つて長徳元年（九九五）

てある。

十二月「官符」として発布されており、それは「起請官符」と表現されている。すなわち「起請宣旨」＝「起請官符」＝「新制」なのである。このように「公卿起請」によつて決定され官符で通達された「二箇年中に公事を済ましていない者は叙用しない」という内容を、受領達は「起請官符」と認識し、彼らはこの事項が受領功過定で厳格に査定され「賞罰」の決め手にされることを知つてゐるのである。受領達は、「起請官符」と知れば、最優先で要求されたことを実行しようと努力した。しかし、それは「起請」に内面的に拘束されているからではなく、単純に「賞罰」に利益誘導されているにすぎない。すなわち、「起請」を遵守するのは受領功過定に参加する公卿たちなのであり、受領ではない。「起請」は、受領に対する公事完済要求ではなく、完済しなければ叙用しないという公卿たちの合意であり誓約であつた。だからこそ、去任後二年を過ぎてなお未完済の道長の家司受領大和前司景斎の申状に対し、公卿たちは、道長から巧妙な要請があつた。

にもかかわらず、「起請宣旨」があるから叙用せず、との一致した見解を出しているのである。~~おなじく家司受領摂津前司為義の場合は、道長の圧力に諸卿がすぐに屈したのと対照的である。公卿たちの判断形成に対して「起請」がいかに強い拘束力をもつていたかがわかる。道長にしても「起請宣旨」の拘束力を前提にしたうえで、あえて要請してきているのである。「公卿起請」が、左大臣道長を含む全公卿の相互誓約によつて立てられたことを示~~

当時、受領たちは有力公卿と私的奉仕関係を持ち、公卿に私物を貢納するのと引き換えに、右の道長の働きかけにみるよう公文勘会や受領功過定において自己に有利になるような裏工作をしてもらっていた。受領功過定で公卿らが、摂津守橋為義の功過を判定するさい、「諸寺条」で問題があるにもかかわらず、道長の「懇切」な圧力に「恐懼」し「無過」と判定して「定文」を道長に提出したというのはその好例である。

このような工作が横行すれば、受領功過定は形骸化し、ひいては必要とする用途も調達しえなくなる。そこで受領功過定で厳正審査を期すために絶対見逃さない重点チェック項目を決め、それを公卿全員で遵守誓約をしたのが、この種の「公卿起請」であろう。そして「起請」された重点チェック項目は、「官符」で諸国に通達されるが、国司たちが「起請」＝遵守誓約に参加しているわけではないのである。

L 緋院禫祭料合期進上についての「起請」

L a 臨夜前淡路守頼親來、不相逢、令申禫祭勘文事、忽可難放給、此事度々以実明宿祢令伝、申云、可給長和四五年勘畢勘文者、答云、長和四年者初拝年、仍前司定佐所済也、不可載當任勘文、去今兩年可済也、而今年臨禫祭期雖令催、称解任由不進、究済期在二月卅日以前、三月解官、寄事於解官遂不進納、仍斎院司上奏狀、無可譴責之宣旨、只以年料米所給也、今如申

者、至当年料分付後司、仍不可済者、禊祭料不可分付後司、物已色別、參期有限、背應和起請、更分付後司、未知所拠、又令申云、然者進納於院可載勘文者、答云、件未進代申請公家、給料物了、今又不可納院、是已不知物意也、又云、彼間不知案内弁済所令申也、如此之事深不知給、欲蒙殊恩者、明日参入又々可承者、太可難進止事也、何為々々、

(『小右記』寛仁元年十二月二十六日条)

大納言実資は當時賀茂斎院勅別当。淡路守頼親が実資邸を訪れたが、彼は面会を断わり、次のような感想を漏らしている。斎院をとおして、長和四、五年勘畢勘文を発給してほしいという依頼だが、かんたんに発給できるものではない。彼は、再三にわたって実明を進納したという勘文を発行してほしいと依頼してきた。そのたびに私は次のように答えてきた。長和四年は初拌の年だから禊祭料の納入責任は前司定佐にあり、頼親の勘文には載せられない。去年（長和五年）と今年の二年分を納入すべきである。しかし頼親は今年の決済期が近づいたとき催促したさい「解任」されたといつて進納しなかつた。納入期限は二月三十日以前であり、彼が解官されたのは三月であつたにもかかわらず解官したことよせてついに進納しなかつたのである。そこで斎院司は未納のことを奏上したが、譴責宣旨はなく、（禊祭料の代物として）「年料米」の支給があつただけである。今日の頼親の言い分は、当年料は後司に分付したから進納の必要はない、ということだが、禊祭料は後司に分付してはいけないし、品目別に納期は決まつて

いる。頼親の主張は「応和起請」に背くだけでなく、後司に分付するなどもつてのほかのことである。また彼は「それなら斎院に進納するから勘文に載せてほしい」と言つたが、禊祭料の未進代はすでに「公家」に申請し「料物」の支給を受けている。もはや斎院に進納する必要はない。いやはやまつたく物的道理がわからぬ男だ。頼親は「事情をよく知らない『弁済所』が言つたことなので、私は禊祭料を未進したらどうなるかよく知りませんでした。特別のお計らいをいただきたいので、明日また御返事を承ります」言って帰つて行つた。はなはだ厄介な問題だ、どうしよう。

以上がこの記事の大意であるが、ここで出てくる禊祭料進納に関する「応和起請」こそ、『朝野群載』（巻二八）に載せられた、

b 康和三年四月十日 宣旨云、禊祭料雜物須臨期日諸司下宛、

而諸司調庸、早不進納、仍年来之間、分配國々、二月卅日以降可奉彼院之由、毎年給官符、爰合期進上、依在龜惡、以隨返却者、不進納之時、勘申功過之日、准諸司例、仰彼院司、令勘申件雜物違期未進之國、隨其懈怠之狀跡、不預治國之勸

賞者、

という宣旨である。大津透氏および丸山裕美子氏が、ここにみえる「康和三年（一一〇一）」の年号を「応和三年（九六三）」か「康保三年（九六六）」の誤りであるとされたのは卓見であるが⁽²⁵⁾、斎院禊祭料未進問題の内容は『小右記』記事と符合してお

り、「応和」が正しい。この宣旨は、禊祭料は本来期日に「諸司」（大蔵省や内蔵寮）から下し宛てられていたが「諸司」に調庸が進納されないので、年来「国々」に分配し、二月三十日までに斎院に進納するよう毎年「官符」を出してきた。そこで期限内に進上しても「龜悪」があればたちに返却し、未進については、功過を勘申する時、諸司例に准じて斎院司に仰せて「雜物違期末進之國」を勘申させて「懈怠之状跡」にしたがつて「治國之勸賞」に預からせないようにする、という内容である。官司の用途調達の変遷を伺わせる貴重な史料であるが、ここではこの「宣旨」の内容と「応和起請」の関連を考えてみよう。

国司は禊祭料を期限内に進納しなければならない、という宣旨はなく、国司を拘束することになる。ところが『小右記』の記事をみると、国司頼親は「起請」についてまったく意に介することなく、とにかく斎院勘文に合期進納と書いてほしい、「受領功過」で「過」になりたくない、彼の欲するのはそれだけである。そのために実資のもとに粘り強く陳情に出向いているのである。

「起請」に拘束され、「起請」を遵守しようという内面的葛藤は露ほどもない。それに対し実資は、陳情に来た頼親に面会せず、判断して勘文を発給しないというつよい決意を示し、苦慮している。実資のほうが「起請」に内面的に拘束されている。その理由を実資と頼親の遵法精神の個人差に帰すべきではない。この「起請」は、禊祭料を進納する国司を対象または当事者とするものではな

く、むしろ禊祭料を受納し賀茂祭を挙行する、公卿と斎院司の間を拘束するものだつたとみなされる。このようにみると、「応和起請」とは、斎院禊祭料確保のため、公卿たちが陣定において、功過定にとくに未進国を記した斎院勘文を提出させて、未進国司には絶対「治國之勸賞」に預からせない（「過」と判定する）と相互に宣誓しあつたものとみることができよう。だから頼親に執拗に頼み込まれても実資は断固として合期進納したという偽りの斎院勘文を出そうとはしなかつたのである。斎院で納畢勘文・未進勘文を作成・提出するのは院司であるが、実資は当時斎院勘別担当であり、斎院の実務を公卿の一員として監督する立場にあつた。頼親が実資に執拗に陳情を繰り返すのは、実資が斎院司に圧力を加えられる立場だつたからである。

『北山抄』巻三および『江家次第』巻四の「受領功過定」「定文」の書様に列挙された審査項目のなかに「斎院禊祭料」が立てられており、「无未進」をバスの条件としている。この規定は「応和起請」にもとづいて立項されたのであろう。

M相撲白丁貢上についての「起請」

Ma左馬頭保昌陳丹後封物返抄并相撲府勘文事、共皆無理、詳含其旨也、無所避歸伏已了、久為家人、非無用意、但不致勤節、亦有微志、明年奉可預院方之仰、而可拘件事者、不論是非欲放返抄、封物未済有数、相撲白丁不点貢、起請官符新出、思慮尤多、

（『小右記』万寿元年十月九日条）

実資は右大臣、右近衛大將。左馬頭藤原保昌は実資家人。大意は次のとおりである。保昌が私実資のもとにやつてきて丹後封物返抄と相撲府勘文事について陳情した。どちらも「理」がないのでその趣旨を詳しく説明してやつたところ、彼は弁解の余地なく納得した。長い間「家人」として仕えてきた者だから、できればなんとかしてやりたいのだが「勤節」していないのだからどうしようもない。また明年には小一条院の院分受領の約束を取り付けている。しかし丹波封物返抄・相撲府勘文がもらえない。返抄を出してやりたいのは山々なのだが、封物未済がたまつており、相撲白丁も差し出していない。「起請官符」が新たに出たところなので、苦慮するところだ。

実資のいう「起請官符」とは、次に掲げるにみえる相撲人官符のことである。⁽²⁾

b 今日於上達部座左頭中将伝宣旨云、諸相撲人年來不点貢、從今年每年可貢膂力者二人、無勤之國司可科責事可載官符者、此事體可承之事也、仍関白在座間、申合上達部、有所陳、每年膂力者人貢上、有何事哉、科責事如御禊祭宣旨趣、給官符如何、関白及卿相遠響應、尋見彼宣旨、可仰下、令注国々相撲進不勘文可備功過時定、

(『小右記』治安三年四月一日条)

c 応逐年每國貢上相撲白丁式人事
右相撲白丁、撰膂力者貢上、行程載在格條、而年來之間、諸國之吏、或忘供節而闕點之勤、或迫期日而貢庭弱之者、是則

国司不憚憲章忽諸勤節之所致也、右大臣宣、奉勅宜加下知、令貢膂力之者、但叙位・除目之時、定申功課之日、先仰大府、進勤否勘文、若無勤之輩、縱雖致任國之功、曾不預僉議之列者、諸國承知、依宣行之、符到奉行、

右中弁藤原朝臣章信

左少史太宅真人恒則

治安三年四月一日

(『小右記』治安三年五月二十四日条)

「官符」は、相撲人が貢上されない現状のなかで諸国司に「膂力」の相撲白丁二人を貢上することを命じたものである。ここで注目したいのは、b 「科責事如御禊祭宣旨趣、給官符如何」という実資の提案に対し、「関白及卿相遠響應」と、関白以下参加公卿が全員同意していることである。「御禊祭宣旨」とは、前掲L応和三年（九六三）宣旨II「応和起請」のことであり、応和宣旨の「科責事」とは「勘申功過之日、准諸司例、仰彼院司、令勘申件雜物違期未進之國、隨其懈怠之狀跡、不預治國之勸賞」という「違期未進勘文」にもとづいて受領功過定で勸賞に預からせないという罰文であった。このでの相撲人問題でもb 「令注国々相撲進不勘文可備功過時定」、c 「但叙位・除目之時、定申功課之日、先仰大府、進勤否勘文、若無勤之輩、縱雖致任國之功、曾不預僉議之列」と、近衛府に命じて諸国司が相撲白丁を貢上したか否かの「勤否勘文」「進不勘文」を提出させ、貢上していない国司についてはたとえ「任國之功」があつたとしても「功過定」の対象からはずす、というのである。応和宣旨が「応和起請」といわれ、

この相撲貢上官符が「起請官符」といわれているのは、勘文を提出させて受領功過定で未進国司には勧賞に預からせないという公卿起請＝公卿間誓約にもとづいて発布されたからにほかならない。相撲人に関する「公卿起請」の内容は、第一に近衛府に「勤否勘文」を提出させるということである。左右近衛大将は公卿の一員であり、大将を通じて厳正な「勤否勘文」を出させようというのである。次の文書は「相撲勘文」の実例である。

d 摂津國年貢白丁事

右前司任、去應徳二三、寛治元、并三箇年料被停止相撲節畢、仍勒子細如件、

十二月廿六日

右近衛權中將藤在判

謹上 二寮頭殿

件返抄依起請、所進官也、雖被止節會尚進也、

(『朝野群載』卷二十八)

N 「諸國受領不濟公事出家」についての「起請」

この文書の宛所は主計・主税二寮頭であるが、文書自体は、右近衛府に留められた案文であろう。宛所の次の行の文言は、右近衛府政所で覚えとして記したものであろう。この文言によつて、相撲節会が停止されたのにわざわざ右近衛府が「勘文」（覚えは「返抄」とする）を太政官に進上したのは、「起請」にもとづいていることがわかる。「起請」は、大将＝公卿を通じて近衛府に對して拘束力を發揮しているのである。

「起請」の内容は第二に、「勤否勘文」で「否」とされた国司を「功過定」で厳格に排除する、ということである。

このような「起請」による公卿間誓約がなぜ必要であるかは、

『小右記』の事例で保昌が実資に陳情しているところからわかるだろう。国司は、あらゆる人間関係を頼り賄賂・情実を利用して、「功過定」に提出される種々の「勘文」を自己に有利なように記載してもらうよう運動するのであるが、彼らの執拗な陳情・依頼に対し、公卿たちが、情実によつて動かされることを排し、公正かつ厳正に「功過定」で重点チェック項目として審査するという決意を相互誓約することが必要だったのである⁽²²⁾。「勘文」作成を命じる立場の右近衛大将実資が、自らの「家人」藤原保昌の陳情に対し、苦慮しながらも断固とした態度で拒んでいるのは、実資の厳格な人柄もさることながら、「起請」誓約の内面的拘束力による。

N a 不濟事國官出家起請宣旨等状令改直了、

(『小右記』万寿二年三月十八日条)

b 可沒官不濟事出家諸國吏財物宣旨有可改之事、聊注短札示遣左中弁許、令申云、參入可承之、

(『小右記』万寿二年三月十五日条)

c 左頭中將公成伝勅云、今年得替國司上總介為章・若狹守遠理・淡路守信成等入已官物不濟公事出家、終無其弁、以財物可令弁進、若無其弁可令子孫弁済者、仰左中弁經頼了、

(『小右記』万寿二年二月二十五日条)

d 昨日被仰下之三人出家吏宣旨事又々可承定之由今朝示遣左中弁、々々云、申閑白、被示云、以子孫可令済事此事如何、内々可示下官者、余答云、昨日有以財物可令成宣旨、若無其弁可令子孫済進者、只可隨被仰下、唯以子孫可令弁申之事尤可然、出家者無方責仰、於有宅并所領処・財物可令弁申、無所領者至財物隱置者何為、責及子孫有済進之心歟、入己犯用、其罪不輕乎、又留國之事暗以難知、隨新司申請可被定仰歎、如此之事慥承可宣下也、達禪門可待彼命由同指示了、弁云、余ノ所示最理也、以閑白所被命初存正理、今有此案、無所被拘者弥無所済歟、又閑白氣色似可依禪門定者、近日事甚難々々、愚頑質弥可迷、

(『小右記』万寿二年二月二十六日条)

e (左中弁) 又云、出家吏并後家共可弁由給宣旨尤可宜、雖不指子孫在後家中、妻領財貨有不令知子孫之者、仍謂後家、妻子共可在弁中歟、是禪門定者、又云、宣旨下了後出家者事也、似優當時三人者、左右可隨定耳、

(『小右記』万寿二年二月二十七日条)

右大臣実資は「公事」を完済せずに出家した国司の処分についての「起請宣旨」等の草案を書き改めさせた(a)。この「起請宣旨」の書き換えは、三日前、左中弁経頼に命じられていた(b)。この「起請宣旨」は、二月下旬に三人の国司が公事不済のまま出家したことに対する対策として出された。すなわち後一条天皇は実資に、頭中将を通じて「不済公事出家」国司に財物で弁進させ

るべきこと、それでも弁済しなければ子孫に弁済させるべきことを指示し、実資はそれを左中弁経頼に、(閑白頼通に報告するよう)伝えた(c)。

翌朝、再度実資は、この問題について閑白に報告して「定」を仰ぐよう左中弁経頼に指示した。経頼は、閑白に報告したところ「子孫に弁済させてはどうか、内々に実資の意向を打診せよ」ということだった、と実資に報告した。実資は次のように指示した。財物で弁進させ、それでもだめなら子孫にとの昨日の天皇の御意向に従うのがよい。子孫に弁進させるのがとくによい。出家した者を処罰するわけにはいかないので、宅・所領・財物があればそれで弁進させればよい。しかし所領のない者が財物を隠置いた場合どうするか、子孫に責任を及ぼしても弁進する気になるか、公事不済は「犯用」であり罪は重いが「留國」のことはよくわからないので新司の申請にもとづいて処置を決めるべきか、いくつか問題は残る。このような事情を十分に知つたうえで「宣下」すべきであり、太閤道長に報告しその命を待つたほうがよい。この実資の意見に経頼は次のように答えた。実資の指摘はもつとも「理」にかなっている、自分ははじめ閑白頼通の命が「正理」であると納得していたが、いま実資のあげた問題点を聞いて、本来責任のない子孫だったらますます弁済しないのではないかと感じた、閑白の意向は太閤の意思にもとづいているようだ。この経頼の感想を聞いて実資は、近日の案件は難問が多い、自分は「愚頑」な質だからますます混乱する、とぼやいた(d)。

翌日、経頼は実資を訪れ、関白の意思を二点伝え、感想を述べた。一つは、「出家吏并後家」ともに弁済するとして「宣旨」を出すのがよい、「子孫」と特定しなくとも（子孫は）「後家」のなかに含まれる、妻が財貨を伝領して子孫には処分していない場合だつてある、だから「後家」と称することにすれば妻子ともに弁済義務を負うことになるだろう、ということだが、これは太閤道長の「定」である。もう一つは、この「宣旨」を下したあとで出家した受領から適用するということだが、それでは今問題になつてゐる三人を優遇することになる。この二つについて実資は、とにかく「定」に従うだけだ、と言つた（e）。この決定にもとづいて実資は「宣旨」作成を命じるのであるが、はじめにみたようにこの宣旨が「起請宣旨」とされているのは、陣定で公卿全員の遵守誓約としての「起請」がなされたからであろう。

以上、この問題は、天皇の意向を受けて関白が「定」ているが、関白の「定」（決定）に対して公卿全員が「起請」して、未済のまま出家した国司は子孫を含む後家に弁済させることを確認しあつたのである。

○ 栄爵任料についての「起請」

O a 左中弁經頼持來爵直起請宣旨案、仰可改一字返給也、其後含可令覽兩殿由、將曹正方進府生請奏、加朝臣返抄、
(『小右記』万寿二年三月十五日条)
b 六日、己丑、參内、有叙位儀、上達部有召、自左仗參御前、

如常儀、右府執筆、儀之間、公卿蒙仰、定申調庸可精好之由、兼又榮爵任料多減古、頗可增之、
七日、庚寅、參内、行所々御裝束、右府於左仗座、召余被仰
云々、諸國調庸可精好之由、可賜官符、兼又榮爵任料、以七八百斛許可為定法之可給宣旨者、

(『左經記』万寿二年正月条)
実資、右大臣。左中弁經頼が「爵直起請宣旨案」を持ってきたが、一字訂正するよう指示して返却し、訂正後、兩殿（道長・頼通）に見せるように念を押した。ここにも「起請宣旨」が登場する。この問題は、正月に遡る。

正月六日、御前において叙位儀があつたが、その間、天皇の意向をうけて公卿たちは「調庸精好」と「榮爵任料」増額について「定申」した。榮爵とは、行事費用などを醸出して五位に叙されることであり、ここでは五位の値段を吊り上げようというのである。翌七日、右大臣実資は陣座に左中弁經頼を呼び、「調庸精好」官符と「榮爵任料」定法宣旨を発給するよう指示した。この宣旨がはじめに示した「起請宣旨」である。この「起請」の形成過程は次項といつしょに述べる。

P 「調庸雜米未進龜惡」についての「起請」

P a 丹波・讚岐兩國惡米綱丁檢非違使於獄門決杖八十、新起請法耳、
(『小右記』万寿二年十一月九日条)
b 左中弁經頼持來度々米龜惡等官符、余仰云、大宰府調庸綱・

綿末進并龜惡制符可注進、彼格有綱領決杖八十之文、又有藏司勾当・監・典并使等解却見任文、彼格文勘進後可令奏聞、

(『小右記』万寿二年二月八日条)

c 左中弁經頼持來調庸龜惡格官符並佔価官符等、仰云、見件格官符等可科責、法輕重不同、隨被定下可載官符事・件格官符等可經内覽事含經頼了、

(『小右記』万寿二年二月十三日条)

d 左中弁經頼伝閑白御消息云、惡米事余国司者科違勅罪、綱丁者決杖八十者、即仰下、余問入禪閣聽乎如何、經頼云、可決杖事未申、至違勅事前日申了、猶經案内若無返難可宣下之由同仰之訖、
(『小右記』万寿二年二月十六日条)
e (左中弁經頼) 弁云、惡米科責事昨日申禪閣、命云、国司処違勅罪、綱丁決杖八十、尤可宜者、可令作官符事仰下之、

(『小右記』万寿二年二月二十三日条)

f 左中弁經頼持來絹・布・米龜惡官符・・・等、有可入之事等、仍示其由返給、

(『小右記』万寿二年三月十一日条)

万寿二年(一〇二五)十一月、丹波・讃岐両国が貢進した雜米が龜惡だったので、「新起請法」にもとづいて檢非違使に命じて綱丁を杖八十の刑に処した。^(a) この「新起請法」は同年二月に、先例とすべき「官符」を参考にして発布された「惡米科責官符」と関連する。經頼が「度々米龜惡官符(案)」を持つてきたが、実資は「大宰府調庸絹・綿末進并龜惡制符」を提出せよ、

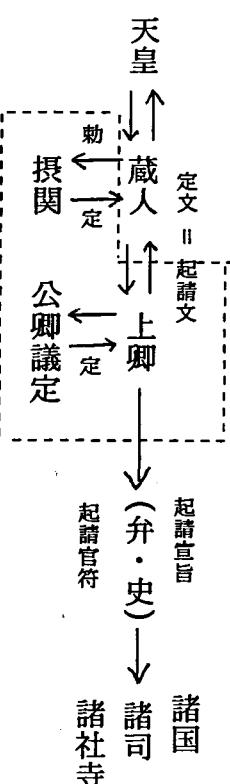
あの「格」には「綱領決杖八十」の文言、官人等の「見任解却」の文言があつたはずだ、あの「格文」を勘進させたあとで天皇には奏聞しよう、と告げた(b)。数日後、經頼は「調庸龜惡格官符並佔価官符等」を実資のもとに持ってきた。実資は、それらの「官符」を見て「科責」を決めるべきだが、(それらの先例と今回の中問題は) 法の軽重は同じではないので、(閑白の)「定下」にもとづいて「官符」に載せるように、たたしあらかじめ先例の「格官符等」を閑白に内覽するように、と經頼に言い含めた(c)。

三日後、經頼は「閑白御消息」を実資に伝えた。惡米のことは、國司は「違勅罪」、綱丁は「決杖八十」とする、ただちに「官符」を発給せよ、ということだった。実資は經頼に、太閤道長には報告してあるのか、と尋ねた。經頼は、決杖のことは報告していないが、違勅については前日に報告した、と答えた。実資は、やはり報告したうえで、クレームがなければ「官符」を下すよう命じた(d)。数日後、經頼は実資に報告した。昨日、惡米科責事を道長に報告したところ、國司違勅罪、綱丁決杖八十が適当だ、と命じられた。実資は經頼に「官符」作成を命じた(e)。三月十一日、經頼は作成した官符を実資のもとへ持ってきた。実資は、挿入したい文言があつたので、その理由を説明して返却した(f)。その後、この官符はようやく発給され、この官符にもとづいて丹波・讃岐綱丁が欠杖八十の刑に処せられたのであるが、はじめにみたようにこの法令が「新起請法」と呼ばれているのである。

『小右記』万寿二年正月の部分は欠失しており、二月の時点での悪米問題は官符作成段階で罰則をどうするかだけが問題になつてゐるのであるが、前掲〇一〇『左經記』万寿二年正月六日条にみえる、「栄爵任料」問題とともに天皇から提示され、御前定で公卿たちが議定したうえで「官符」を発給することに決まった。「諸国調庸精好」問題にほかなるまい。「栄爵任料」問題は同時期並行して立案され「起請宣旨」として発給され、「諸国調庸精好」問題は「新起請法」＝「起請官符」として発給されている。兩者はともに「起請」であり、その共通点は、天皇の意向にもとづいて公卿議定によって立案していることである。叙位のときの栄爵で五位を安売りしない、調庸雜米龜惡未進について厳格に臨むというのが公卿たちの「起請」＝遵守誓約だったのである。

以上、「公卿起請」について検討してきた。「公卿起請」の実例のうち三例が「受領功過定」での重点チェック項目の厳正審査に関する相互遵守誓約であり、「受領功過」に直接関係なくとも、公事不済受領出家・栄爵任料・悪米科責など受領統制に関する問題が圧倒的に多かつた。家司・家人・縁者など、さまざま縁故をたよつて受領は公卿に請託し、公文完済の証明を得て「受領功過定」で「功」「無過」の判定を受け、昇叙・遷任しようとした。逆に有力公卿は自らの影響力・政治力を行使して、請託してきた受領の功過を情実がらみで強引にパスさせようとした。重要儀礼の用途を進納しないまま「無過」判定される受領が増加し、それ

が「受領功過定」を骨抜きにする大きな要因になつていた。「公卿起請」は、天皇の要請を受けて、右のような「口入」を排除し、厳正に審査することを天皇に対して相互誓約したことである。⁽³⁰⁾この「起請」は、官符宣言によつて諸国受領に対して布告され、「起請官符」「起請宣旨」と通称されるが、官符宣言自体は「起請」ではなく、たんに「公卿起請」を諸国受領に通達する文書にすぎない。「起請」違反に公卿が神経をとがらせ、「起請」を遵守するよう努力しているのに対し、受領はなんら心理的圧力を感じていないのである。「公卿起請」の形成過程を図解すれば左のとおり。



四、「新制」と「起請」

前節での考察から、公卿起請は、天皇の意向をうけて公卿議定で立案し、その問題を公卿全員で遵守することを天皇および相互に誓約する行為であったこと、この公卿起請をもとに政策化して諸国・諸司・諸寺に発給する官符・宣言が「起請官符」であり

「起請宣旨」であったことを明らかにした。

本節では、以上のような「公卿起請」にもとづいて発布される「官符」の特殊形態としての「新制」について検討してみよう。

一般に「新制」は、天皇の政治姿勢の表明であり、全國統治の法（＝莊園整理令、国衙・本所段階での土地領有秩序の画定）と、朝廷内部の規律（過差禁令・身分秩序）との二面があつたとされている⁽³⁾。近年の研究では「徳政」との関連で鎌倉時代の「新制」が注目され⁽³⁾、なかでも稻葉伸道氏は、「新制」の発布契機、発布手続きなどについて基礎的検討を加えられ、十二世紀以降の新制の発布契機として天変地異・辛酉革命をあげ、天変地異にともなう飢饉・疫病（それは天皇の失政、徳の衰えと認識される）に対しても天皇が新制を発布することによって徳を回復しようとしたのだと主張された。さらに氏は新制の発布手続きの検討をされ、

新制が天皇の意思に発すること、新制を受けて寺家新制・武家新制発布されたことを指摘されたが、新制発布過程における「公卿起請」による遵守誓約についてはまったく言及されていない。

「新制」が同時に「起請」であつたことに注目された早川庄八氏も、なぜ「新制」が「起請」とも呼ばれたかについては、ともに「禁制」であつたからと説明されたにとどまる⁽³⁾。つい最近、保立道久氏は論文「中世初期の國家と庄園制」のなかで「新制と起請」という項を立て、「（起請）が中世の新制の別称となつた理由は、（王と支配層の法的）意思関係の形態、その発起と誓約の集団性に関わっている」と注目すべき発言をされているが、一

般的指摘にとどまる。

さて、前節でふれた「諸國受領二箇年中不済公事輩不可叙用」についての「起請官符」は、長徳四年段階で「新制」と認識されていた。「公卿起請」は「新制」とも密接に関係するのである。

そこで注目されるのが、長保元年新制と「起請」との関係である。Qa於仗頭有定、造内裏所々申請人々事・種々起請事在別紙、維衡・致頼等事、維衡等有天災之間、若可優免歟、可定申者、僉議云、依内裏焼亡事被優免犯人者、内裏焼亡可優事怖、不可被免由定申了、子剋許種々定了、

（『小右記』長保元年七月二十二日条）

b昨有十一ヶ条制、亦被改元并定充造作所之人々申請之事等、（『權記』長保元年七月二十三日条）

長保元年（九九九）八月、中納言実資は陣定の議題に「種々起請事」があつたと記し、翌日、頭弁藤原行成は、昨日「十一ヶ条制」があつたと記している。「種々起請事」と「十一ヶ条制」が同じものであることはまちがいない。この「種々起請」「制」は、実は『新抄格勅符抄』卷十に収録されている「雜事拾壹箇条」の「新制官符」のことである。いま、その事書だけ抄出すれば次のとおりである。

c太政官符 「神祇官」

雜事拾壹箇条

一應慎神事違例事
一應重禁制神社破損事

一応重禁制仏事違例事

一応儲加修理定額諸堂舎破損事

一応重禁制僧俗無故住京及号車宿京舎宅事

一応重禁制無故任意触穢輩事

一応重禁制男女道俗着服事

一応重禁制以金銀薄泥画扇火桶及六位用螺鈿鞍事

一応重禁制六位已下乗車事

一応重禁制諸司諸衛官人饗宴碁手輩事

一応重禁制主計主税二寮官人称前分勘料多求賂遺抑留諸国公

文事

以前条事下知如件、方今号令之道、内外雖分、遵行之旨、遠近何異、同宣、奉勅、若乖新制、無改旧弊、隨其狀跡、將科斷者、官宜承知、依宣行之、事出綸旨、不得違失、符到奉行、正五位下守右中弁源朝臣道方 正五位下行左大史多米朝臣国平

長保元年七月廿七日

この「長保新制」は、長保改元にあたつて発布された「新制」であり、陣定での「公卿起請」をもとに作成発布されたものである。改元理由は「天変炎旱災」であつた（『日本紀略』長保元年正月十三日条）。天変地異・改元にあたつて、天皇が「徳政」実現のために政治姿勢を表明するという、「新制」の性格に合致する。内容的には、第一条から第六条までは神事仏事の興行にかかるもの、第七条から第十条までは過差禁制、第十一条は民部省官人の不正禁制であり、多くの条文が以後の「新制」に繼承さ

れていく点でも、この長保元年新制は重要な位置を占めている。水戸部氏はこの新制について、「天皇は新制に強い関心を持たれた」が、「朝臣らの無関心」によつて「実施困難」であつたと述べられている。⁽³⁾一般的に新制については政治理念の表明と理解され、その実効性については疑問視されているが、「公卿起請」という観点から「新制」の実効性についてあらたな評価が可能になるように思われる。

そこでまず条々の内容を一つ一つ検討して、陣定で行われた「公卿起請」の内容を抽出して、「新制」の実効性について考えてみよう。

第一条は、神事興行に関する箇条であるが、令条や延長四年（九二六）五月二十七日官符などを援用したうえで、具体的な施策として掲げられた「自今以後、年中神事、分配上卿及弁官等、儲誠仰供奉諸司、必致礼信」が、陣定で公卿達によつて確認された「起請」の内容であろう。公卿一弁官が年中神事を分担する公事分配はそれ以前から行われていた⁽³⁾が、ここでは担当公卿（上卿）と弁官が神事の準備運営に関与する「供奉諸司」をいつそう厳格に監督することによつて、神事興行を実現しようとしているのである。上卿の担当神事への取り組みの姿勢が成否を左右するこの種の行事について「公卿起請」することの効果は大きい。

第二条は、諸国の神社修理に関する箇条である。これも弘仁三年（八一二）五月三日格、延長四年五月二十七日官符を援用しながら、具体的な施策として「自今以後、国司屢以巡檢、令勤修理、

兼致守護、符到之後、猶有怠慢之輩、加其科責、一如先格」が掲げられている。先格の科責とは、弘仁三年格の「遷替之日、拘其解由」である。延久四年（一〇七二）正月日中原師平功過申文は「神社并国分二寺、諸定額寺堂舍等」を「修造」したことを、

「起請旨」にもとづいて「修造」に勤め「不与解由状」に注載して言上したと述べている（『朝野群載』卷二十八）。ここにみえる「起請旨」とは、この長保新制における「公卿起請」を指しているだろう。前節で述べたように「公卿起請」において、しばしば「受領功過定」における特定チェック項目の厳格審査を相互確認する場合があった。当該箇条も同様であり、「受領功過定」で神社修理項目の厳正審査を確認したものとみてよい。たしかに「受領功過定」のなかで「不与解由状」のチェック項目の一つに「神社条」があり、前司のときの無実・破損数に対し「十分之二三可新造若修造」という審査基準が設けられていた（『江家次第』卷四 定受領功過定）。したがって、本条の「起請」は、「受領功過定」における「神社条」の審査基準にもとづいて厳格に判定しようという趣旨である。

第三条は、国忌など諸寺での仏事違例の禁制である。ここでも個別寺院の責任を直接追及するのではなく、「綱所不加督察之所致也」と綱所の責任を追及するとともに、とりわけ国忌について「分配上卿」が「諸司之息」を検査していないところに原因を求め、「懈怠」があつたら「綱所及諸司」を「重科」に処す、としている。国忌は、第一条の神事とともに、公卿分配によつて担当

公卿を決める行事であり、第一条と同一性格のものである。国忌を担当する公卿が、関与する「綱所及諸司」を厳格に指揮することで実効性を確保しようというのである。

第四条は、国司檀越に定額諸寺堂舍の修理を命じたものだが、修理を怠つた場合、誰を処罰するかといえば「寺司」であり、「寺司」の見任解却と「公請」停止であつた。寺院別当・三綱は、太政官が補任するものであり、御斎会・維摩会・最勝会などへの僧侶「公請」は、「綱所」が選考し、太政官が承認するものであった。「公請」は、僧侶にとって昇任していくための実績蓄積の機会であり、「公請」停止は、太政官（公卿）が「寺司」に修理を励行させるうえで有効な罰則であつた。「受領功過定」における「不与解由状」のチェック項目の一つ「仏寺条」は、「神社条」と同じ審査基準が設けられており（『江家次第』卷四 定受領功過事）、「受領功過定」で定額寺の破損状況を審査したうえで「公請」停止の罰則によって仏寺修理を実行させようとしているのであり、これも公卿たちの厳正な姿勢によつて実効性を確保できる。

第五条は、僧侶の京内居住の禁制であり、違反したら「重科」に処すとし、第六条は、任意に外出し穢を拡散させて神事仏事を中止・延期に追い込む触穢輩を「有司」（檢非違使）に告げて「重科」に処せるとし、第七条は、「諸衛舍人・諸司并院宮家雜色以下人」らによる身分秩序を乱す「美服過差」を「一切禁斷」する奢侈禁制、第八条は、「金銀薄泥」の「扇火桶」、六位

以下の者の「螺鈿鞍」などの奢侈禁制、第九条は六位以下の乗車を一切停止する奢侈禁制、第十条は「諸司諸衛官人」に対する華美な「饗宴」の停止、である。第五条～第十条は、京内での秩序維持問題であり、検非違使の管轄事項に関わる問題である。公卿の一員である使別当をおしてこれらの禁制の取締りを検非違使に徹底させることができる。

第十条の具体例に次の記事がある。

d 右馬頭來、清談云、明日青宮第二王子着袴、依新制饗祿停止、若有御遊、可賜御衣上達部歟者、

(『小右記』長保元年八月十八日条)

「新制」にもとづいて、東宮居貞親王（三条天皇）の第二王子（敦儀）の着袴儀の饗祿を停止するというものである。してみると第六条～第十条には、親王や公卿らが自己の「家」内、あるいは大将・督・八省卿・諸司所々別当などとして統括する官司内で勵行することを要求された過差自肅運動という側面があつたことになる。とすれば、最初に取り上げた「近衛府起請」のように、この「新制起請」を行つた公卿たちによつて、自己の家で、あるいは統括する官司で、構成員に遵守を求める「起請」があらためて立てられた可能性がある。このようにみれば公卿起請によつて制定された「新制」は、「家の起請」、「個別官司の起請」をとおして、広範囲の人々に対する実効性を獲得することになるだろう。

第十一條は、主計・主税二寮官人が「前分勘料」と称して賄賂

を求め、わざと諸国公文を抑留することを禁斷している。禁制に従わない二寮官人に對しては、勘会中の公文を取り上げて別の官人に勘会させ、見任を解却する。官人と結託して公文勘会をごまかしたことを告発された国司は、「受領功過定」で「勸賞」に預からせない、という罰則を定めている。二寮官人に對しては「受領功過定」の上卿によつて厳格に監督されるであろうし、国司については、第二条・第四条同様に、「受領功過定」で厳格に審査されることになる。したがつてこの条文も、上卿および審議に参加する公卿に遵守する意思があれば、実効性をもちうる。

以上、長保元年七月二十七日「新制」を「公卿起請」という観点から分析してみた。十一箇条におよぶ種々の「禁制」は、公卿分配によつて上卿となつた公卿が遵守することを（一・三条）、あるいは受領功過定で公卿相互が遵守することを（二・四・十一条）、さらには公卿が、自らの「家」内部の構成員に対して、また統括する官司内構成員に対して遵守を要求することを（五～十一条）、「起請」を立てて相互誓約することによつて、実効性を獲得しようとしたことを明らかにした。「新制」は、決して空虚なかけ声などではなかつたのである。

それは、右で検討したことから推定されることであるが、天皇が提示した施政理念（摂関以下公卿全体の政治意思を天皇に託したものであるが）を、公卿議定で審議して実行可能なかたちに法令化し、「起請」を通じて天皇に実施を誓約したうえで発布されたからであろう。「新制」が「公卿起請」にもとづいて発布され

たものであるなら、「新制」の実施に対する公卿の熱意をもつと評価してよい。一条朝には、「地方政治の振興を目的とする」⁽³⁸⁾新制が頻繁に発布されているが、従来、その実効性には消極的評価しかなされてこなかった。しかし、地方支配を受領に委任している現実において、受領功過定など中央における受領統制の強化

によって、神事仏事年中行事の財源確保をはかることは可能である。「新制」に受領功過定とリンクされている条々が含まれていることを想起するなら、近年指摘されている十世紀末～十一世紀

の財政収入の安定化、財政監査制度の整備と、一条朝における「地方政治の振興」・神事仏事の興行を目的とする新制との関連が想定されるようだ。

前節で明らかにした斎院禊祭料をはじめとする諸司納畢勘文の受領功過定への提出が、「公卿起請」によつて誓約されたことも同様に考えてよい。

道長・頼通時代の華やかな宮廷絵巻、蘭熟した王朝文化を支えた一つの基盤に、中央財政の安定化があつたことを具体的に解明した近年の研究の意義は高く評価されなければならない⁽³⁹⁾。しかし、その事實を、十世紀初頭の負名体制への転換、十一世紀中葉の郡郷制改編と同一次元の画期とみなし、あたかも王朝國家論が破綻したかのような議論に飛躍させるのは正しくない。その財政安定がほかならぬ受領功過定の重点チェック項目の増設によるものであり、その実効性が、個別受領と個別公卿の情実を拒否し重点チェック項目を厳正審査するという「公卿起請」によつて支えられていたことは、十世紀初頭に出発した前期王朝国家の、中央

政府—受領（国衙）—受領（国衙）—負名という基本的支配関係に、したがつてまた受領請負制に根本的変更をもたらすものでは決してなく、むしろその体制的枠組みのなかで行われた財政制度の整備、財政収入の安定化として再評価しなければならないことを示すものである。

五、延久莊園整理令と「起請」

（1）「起請以前」「起請以後」の意味

ところで「新制」と「起請」との関連でわれわれが当面関心をよせるもう一つの問題は、延久元年（一〇六九）に発布された延久莊園整理令における新立莊園整理基準である「起請以前」「起請以後」の「起請」である。

延久莊園整理令は、その執行機関である記録莊園券契所の設置とともに後三条親政が打ち出した積極的莊園抑制政策として古くから注目され、前期院政の政策基調の出発点として、あるいは莊園公領制の起点として画期的位置が与えられてきた⁽⁴⁰⁾。ところが、一方で、延久整理令の基調はすでに長久元年（一〇四〇）に発布された長久整理令において打ち出されており、長久に画期は引き上げられるべきであるとする有力な学説がある⁽⁴¹⁾。たしかに延久令を含む平安後期莊園整理政策の起点は長久令にあり、平安後期莊園整理令（全国令）の発令契機が、長久以来一貫して、内裏焼亡後、新たに内裏を造営するために一国平均役を賦課することに

あつた⁽⁴²⁾ことが明らかにされている。その意味で、長久の画期性は無視しがたい。しかし反面、延久令において、全権門寺社から券契を提出させ、その審査機関として記録所を開設して徹底的に莊園公領の区分の明確化をはかったのも、事実である。われわれはこの両学説を二者択一としてではなく、長久に始まり延久で総括される転換過程として統一的に把握すべきであると考える。そこで「起請以前」「起請以後」の「起請」の問題をとおして右の論点について考えてみたい。

さて「起請以前」「起請以後」の文言は、延久莊園整理令にもとづく整理過程ではじめて、記録所で停廃か存続かを判定する根拠として登場するのであるが、ここでいう「起請」とは何を指しているのだろうか。嘉保元年（一〇九四）十二月十七日官宣旨案の「如起請者、新立莊園雖可被停止、新任之吏忽難左右⁽⁴³⁾」の文言から、「起請」の内容が「新立莊園」を停止することであつたことがわかる。「新立莊園」とは「寛徳二年（一〇四五）以後新立莊園」のことであり、したがつて「起請以前」「起請以後」の「起請」とは、本来「寛徳二年以後新立莊園」を停止するという、延久莊園整理令の政策内容そのものであつた。いっぽう延久莊園整理令は、「抑案新制之理、寛徳以後新立莊園永從停止⁽⁴⁴⁾」とか、「就中新制官符者、縱雖起請以前之莊園、有妨國務者、早隨停止⁽⁴⁵⁾」からわかるように、「新制」「新制官符」として発布された。「新制」が「公卿起請」にもとづいて発布されることは前節で述べた。したがつて延久莊園整理令は、後三条天皇の綸旨をう

けた「公卿議定」によって審議立案され、公卿全員が天皇に対し「寛徳二年以後新立莊園」を停止することを「起請」したうえで、「新制官符（宣旨）」として全国・全権門に対しても發令されたものということができる。すなわち、延久莊園整理令そのものが「起請」にもとづくのである。この「公卿起請」による誓約^{II}決意は、全権門寺社に全所領の証拠文書を提出させ、新たに設置した記録莊園券契所で集中審理を行い、存廃を決定して全権門と全国司に官符宣旨で通知する、というかたちで実行に移された。この「莊公区分」作業の結果は原則として固定され、これをもつて以後の一国平均役賦課単位（莊公）・負担責任者（郡郷保司）・賦課田数を画定し、さらに莊公間相論・莊園相互間相論の裁定基準としたのである。そこで存廃の基準線「寛徳二年」が「起請」によって決定されたものなどという点を強調する意をこめて、記録莊園券契所は、「寛徳二年以後」「寛徳二年以後」というべきところを「起請以前」「起請以後」という表現を使用したのであろう。たとえば永保三年（一〇八三）十二月二十九日伊賀國司⁽⁴⁶⁾解では、「縱雖起請以前之莊園、有妨國務者、早隨停止」「雖寛徳以前之莊園、有妨國役之日、須隨停廃也」とあり、「寛徳以前之莊園」が「起請以前之莊園」と言い換えられており、「起請以後」「起請以前」の語が流布していく。そしてこの「起請」が、寛徳莊園整理令をさすと誤解されることになるのである。

以上、「公卿起請」「新制」の検討によつてえた知見から、延

久莊園整理令に光をあててみた。従来、「起請以前」「起請以後」の「起請」は、漠然と寛徳莊園整理令のことであると考えられてきたが、そうではなくて延久令そのものが「公卿起請」にもとづくもので、「起請」で定めた整理基準が寛徳莊園整理令の時点「寛徳二年」であつたことを明らかにした。

それではなぜ、延久二年に、「公卿起請」によつて全權門寺社に莊園の券契を提出させ、その集中審理を通じて存廃を確定しなければならなかつたのか。長久・寛徳以来の莊園整理方式ではなぜいけなかつたのか。

(2) 延久莊園整理令の基本的性質

長久・寛徳・天喜の莊園整理令は、莊公を問わざる賦課する一国平均役方式を併用する造内裏役賦課にあたつて、賦課範囲を確定することを目的に発令された⁽⁴⁷⁾。造内裏役は、本来の税目でいえば「臨時雜役」であり、従来、雜役免が太政官によつて公認された莊園（雜役免莊園）や国司が先例として雜役を免除してきた部分（國免莊）には、旧來の賦課方式では免除されることになる。

そこで国衙は、太政官に一国平均役方式を申請し、太政官は「官符宣旨」の権威によつて、従来の雜役免部分にも課税範囲を拡大して割当額を完済しようとしたのである。しかしそれは莊園領主側からみれば負担増であり、雜役免の場合、寄人だけとか浮免の莊園も多く、従来のままで一国平均役を賦課するわけにはいかなかつた。そこで国衙は一国平均役の負担増を相殺するため、造内

裏役賦課との抱き合せで領域と坪付を持つ莊園として公認したり、寄人の請作公田を莊園として公認したりすることによつて、造内裏役賦課を実現しようとしたのではなかろうか。國免莊の多くは、權門寺社への未済物の肩代りとして前司任終年に國司免判をうけたものであり、一国平均役方式を採用するにあたり、すべての雜役免部分を莊園として公認すれば、かかる前司任中新立莊園も永続的莊園として承認せざるをえなくなる。そこで前司任中新立莊園だけは莊園認定から除外するという方針を明確に示したのである。

このように雜役免部分への造内裏役賦課という新政策は、雜役免部分の莊園認定と莊公区分の明確化という、従来の莊園政策に根本的転換をせまることになつたのである。長久・寛徳に莊園整理令が出されなければならなかつたのはかかる事情による。しかし、いかに莊園化が抱き合せであるとはいへ、従来国司と權門寺社との間で取り交わされていた雜役免除という紳士協定を、国衙側が一方的に「官符宣旨」を楯に踏みにじつてきたことは、むしろ一国平均役を契機に、国衙と莊園の対立を一挙に表面化させる結果をもたらした。さらに莊園認定を突破口に莊園側は「加納」を拡大させる運動を展開し始めた。そこで国司は任初にあたり「官符」を申請して検注を行い、新立莊園を停止して莊園の拡大を抑止しようとした。かかる「官符」を背景にする国衙の一国平均役賦課・初任検注に対し、莊園側も個別に収公免除・停止免除の「宣旨」を政府に要求して対抗するようになつた。長久・寛徳の造内裏役賦課はこうして在地における莊園と公領の関係を一举

に流動化させ、国衙莊園間相論を激発させる結果をもたらしたのである。⁽⁴⁸⁾

そこで政府は、延久元年、延久度の内裏造営・造内裏役賦課を契機に、「公卿起請」によつてまず公卿間合意を形成し、個別公卿（藤氏長者や公卿俗別当）を通じて權門寺社にも同意を求めて莊園券契を提出させ、「寛徳二年」を基準にそれ以後の新立莊園停止を断行したのである。この延久莊園整理令の結果、長久以降、混乱をきたしていった莊園・公領の区分が一応確定することになった。以後、延久整理令によつて確定された莊園公領の区分を起点に、莊園公領制は本格的な展開を始める。後期王朝国家体制への転換は、長久整理令に始まり延久整理令で総括された。延久整理令は、長久で提起された莊公確定という課題を総括したという意味で画期なのである。かかる体制転換が「公卿起請」によつてなされたことは意味深いものがある。

おわりに

本論で明らかにした事柄をもとに、王朝国家宫廷社会における「法」形成のありかた、「法」の実効性の獲得過程、宫廷社会における合意形成のかたち、宮廷貴族・地下官人の遵法精神の問題など、「公家法」の特質の一端として整理しておきたい。
殿上や個別官司における勤務励行などの内部規範は、上からの指示・要請にもとづくとはいえ一方的な命令ではなく、構成員に

対して遵守誓約である「起請」を求めてはじめて、法として機能した。官司は、律令格式の規定を権威的規範として、その解釈修正によつて内部規範を定めていたのではなく、たとえば近衛府では、御馬御覽への不参者増加など具体的な問題に直面する度に、大将が官人舍人に對して新たに「起請」を要求したり、以前の「起請」と同じ「起請」を再度立てさせたり、以前の「起請」を想起するなど、「起請」によつて服務規範を作り出していた。このような規範形成のありかたは、個別官司がそれぞれに固有の職務に対応する固有の勤務規範をもつことを意味するものであり、官司独立化の一面を示すものである。王朝国家期、律令が裁判規範としてはおおきな権威をもつていたのに対し、官司運営の内部規範とりわけ官人の勤務規定は、律令格式とは異質の「起請」による構成員の遵守誓約の反復が「生ける法」として機能していたのである。「起請」はこのようにきわめて狭い法圏においてのみ実効性を有するのである。

「起請」は構成員全員の相互遵守誓約であり、違反してはならない、守らねばならない、という規範の内面化を要求する。また「起請」は、誓約した構成員の誰かが違反したら効力を失うものであり、構成員の「起請」遵守に対する心理的緊張をともなう相互信頼・相互牽制によつて支えられている。逆に、「起請」行為を経ることなく、たんに「先例」や「格」をもとに一方的にある行為を「宣旨」で要求した場合、遵守を期待しないことがあら⁽⁴⁹⁾。あらたな要求は遵守する側の「起請」による合意^{II}了承を必

要としていたのである。かかる法形成のあり方は、天皇と公卿、天皇と殿上人、個別官司の長官と官人の職務遂行を媒介とする人格的臣従関係にもとづく「法」形成とでも称することができよう。

かかる「起請」の実効性を現実的に保証するのが、昇進・俸禄のチャンスを与奪する賞罰であつた。

以上の「起請」の特徴は、王朝国家の「公家法」の特性を一端を示すものである。

「公卿起請」の検討によつて得た知見は、さらに平安中後期の画期についての捉え方についても示唆を与えてくれる。第一に天皇・公卿が、十世紀後半から十一世紀初頭に「公卿起請」（「新制」を含む）によって「受領功過定」の重点チェック項目を次々に増設していくことである。この時期の財政の安定化や財政監査体制の整備は、かかる一連の「公卿起請」の政策化によつてもたらされたのである。それは前期王朝国家の受領請負制を前提とする財政政策であり、重要ではあるが一〇世紀初頭や一一世紀中葉の体制転換と同質の画期ではない。

第二に、「延久新制」の「公卿起請」は、「寛徳二年以後の新立莊園を停止する」という公卿間誓約であり、長久造内裏役II一国平均役賦課を契機に急速に流動化してきた国衙領と莊園の関係に一応の解決を与え、莊園公領の区分を画定することをめざす政策であり、前期王朝国家から後期王朝国家への体制転換の総括と位置づけうるものである。

註

(1) 宝月圭吾氏執筆 一九四二年

(2) 東野治之「令集解に引かれた奈良時代の請事・起請について」

(『史学雑誌』八三卷三号 一九七四年)

(3) 谷口昭「起請考（上）」（『名城法学』二六卷三・四合併号 一九七七年）

(4) 早川庄八「起請管見」（関論集『律令国家の構造』吉川弘文館一九八九年）

(5) 牧健二「起請文の起源と其本質」（『史学研究』二卷二号 一九三〇年）

(6) 佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局 一九七一年）第三章第四節（四）起請文

(7) 早川氏は、この例を「官人等が遵守すべき制誡の意として用いられている」とされる。

(8) 『北山抄』巻九羽林要抄 御馬御覽事、『小右記』長和三年十一月十五日条

(9) 近衛府内の「政所」を統括し、年預将監・將曹・番長を指揮して実務全般を取り仕切る中将を「政所年預中将」という。彼は以下にみる長和年間の右近衛府起請にしばしば登場する。鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」（『史学研究』一九九号 一九九三年）は、近衛府政所・政所年預中将の実態をはじめとして表題分野に初めて本格的に取り組んだ研究である。

(10) 年預將曹は、近衛府政所において政所年預中将の下で庶務万般を担当した。鳥谷前掲註（9）論文参照。

(11) 『今昔物語集』（巻第一 仏入婆羅門城乞食給語第十一）

(12) 早川氏は、この例を「宣旨によつて下命された」「制誠ないし制規、あるいは上級者から命ぜられた遵守規定」とされる。

(13) 荒手結の練習をする場所を「射場所」とい、府官人がその担当者となる。鳥谷前掲註(9)論文参照。

(14) 長保五年十一月廿八日別当宣(『政事要略』卷六十一 紅彈雜事 檢非違使)

(15) 早川氏は、「ここでの起請の意味は、禁制ないしは制誠である」とされている。

(16) 『花鳥余情』(卷十松風)は「近衛とねりの中、東遊に達したるものを物節に補す、其中に、番長府生などをもまはせる也」と説明しているが、佐々木恵介「『小右記』にみる桓闕期近衛府の政務運営」

(笛山還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』(吉川弘文館 一九九三年)の理解に従う。

(17) 早川氏は「この起請の意味も、禁制、制誠である」とされる。

(18) 早川氏は、この「起請は制誠の意」とされながら、「近衛府といふ一官司内での起請であつたかもしぬれないとされ、「近衛府起請」の存在にある程度気付いておられる。

(19) 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究』第五篇第四章「除籍と藏人所客座の喚問」(吉川弘文館 一九七一年)
(20) 『今昔物語集』(卷第二十八 左京大夫□□付異名語第二十一)、『宇治拾遺物語』(一二四 青常事 卷一一一)
(21) 早川氏はこの事例を「殿上人たる者の遵守すべき約定である」とされる。
(22) 早川氏はこの事例を「廷臣が遵守すべき規則、規約を起請といつてゐる」とされる。

(23) 早川氏はこの「起請宣旨もまた、遵守すべき制誠を指示した宣旨(おそらく官宣旨)の意である」とされる。

(24) 早川氏はこの事例を「制誠もしくは禁制である」とされる。

(25) 大津透「平安時代収取制度の研究」(『日本史研究』三三九号 一九九〇年)、丸山裕美子「平安時代の國家と賀茂祭」(同上)

(26) 早川氏は、この起請官符を、様式のうえでも内容のうえでも、通常の太政官符と何ら変わることはない。起請の語は内容に即して付せられたものであろうが、その内容は、諸国司が遵守すべき法規というか、かなり一般的なものである。怠つた場合には叙位除目の會議に預からせないという制裁が記されている点からみれば、制誠ともいえようか」とされる。

(27) 『朝野群載』(卷二八)所収の諸司納畢勘文によれば、長保元年に修理職から、長保三年に穀倉院から、長元元年に大炊寮から、受領功過定に納畢勘文が提出されるようになった。大津前掲論文、寺内浩「受領考課制度の成立と展開」(『史林』七五巻二号 一九九二年)は、これらの事実を指摘されているが、これらも斎院禊祭料・相撲白丁の事例から「公卿起請」にもどうく決定とみることができよう。

『権記』長保元年十二月十三日条「今日捺印起請官符云々」は、あるいは修理職の納畢勘文に関する「起請官符」ではなかつただろうか。
(28) 早川氏はこの事例を、「ともあれ『爵直起請宣旨』の意味は、改正した榮爵の任料を臣下が遵守すべきことを命ずる宣旨」と解されるから、ここでの起請も、遵守規定といった広い意味のものと見られる」とされる。

(29) 早川氏はこの事例を「国司が遵守すべき法、制誠の意と解される」とされる。

- (30) このようにみるなら受領功過定に關する「公卿起請」は、王朝版「腐敗防止法」・「政治倫理」決議とでも評してよさそうである。実資の情実を峻拒する潔癖な態度を、現代の議員諸君に学んでもらいたいものである。しかし「起請」はあくまでも当事者間誓約である。時間の経過とともに遵守への情熱は冷却し、うやむやになつていく。
- (31) 羽下徳彦「領主支配と法」(『岩波講座日本歴史中世1』一九七五年)、水戸部正男『公家新制の研究』(一九六一年 創文社)
- (32) 佐々木文昭「公家新制についての一考察」(『北大史学』一九号一九七九年)、網野善彦「徳政雑考—アウエハンド『鈴絵』にふれて—」(『中世再考』一九八六年)、稻葉伸道「新制の研究」(『史学雑誌』九六編一号 一九八七年)
- (33) 早川前掲註(4)論文
- (34) 保立道久「中世初期の国家と庄園制」(『日本史研究』三六七号一九九三年)
- (35) 早川氏はこの事例を「ここでの起請は、制であり、そして太政官符で下達された『新制』であつて、臣下が遵守すべき制誡なのである」とされる。
- (36) 水戸部前掲註(31)著書
- (37) 今江広道「公事の分配について」(『国史学』一一三号 一九八四年)
- (38) 水戸部前掲註(31)著書
- (39) 大津前掲註(25)論文、佐藤泰弘「十一世紀日本の国家財政・徵税と商業」(『新しい歴史学のために』二〇九号 一九九三年)
- (40) 石井進「院政時代」(『講座日本史』2 東大出版会 一九七〇年)・網野善彦「莊園公領制の形成と構造」(『土地制度史I』山川出版社 一九七三年)
- (41) 坂本賞三『莊園制成立と王朝國家』(塙書房 一九八五年)、託間直樹「延久度造営事業と後三条親政」(『書陵部紀要』四〇号一九八九年)
- (42) 市田弘昭「平安後期の莊園整理令」(『史学研究』一五三号一九八一年)
- (43) 根津美術館所蔵文書嘉保元年十二月十七日官宣旨案(『平安遺文』一三三六号)
- (44) 内閣文庫所蔵美濃国古文書承保二年十二月二十八日官宣旨案(『平安遺文』一一二二号)
- (45) 東大寺文書四ノ四永保三年十二月二十九日伊賀国司解(『平安遺文』一二〇五号)
- (46) 前掲註(45)
- (47) 前掲註(42)市田論文
- (48) 下向井龍彦「書評 棚橋光男著『中世成立期の法と国家』」(『日本史研究』二七二号 一九八五年四月)
- (49) 「或説云、昨夕不參維摩会五位・六位合七人、被下停任宣旨云々、已無新起請、忽有此事、傾奇不少、如何」(『小右記』正暦元年十月二十六日条)、「有悠紀・主基行事所召物不進國司、科大稅、可解却見任之宣旨、非是新起請之宣旨、尋前例所申下之宣旨也」(『小右記』寛弘九月二十二日条)。